

感染症が発生した場合の小中学校の対応【令和3年2月改定版】

| 児童生徒等の症状 | 児童生徒及び教職員 | 学校の対応 |
|---|--|---|
| (1) 感染した場合 | 入院等 | 休業については、保健所や関係機関と協議し、その必要期間、範囲（学級、学年、全校）を決定しお知らせします。※ |
| (2) 濃厚接触者の場合 | 感染者との最終接触から14日間自宅待機 （本人のPCR検査後、結果を確認） PCR検査（陽性） →本人が感染者となる→（1）の対応 PCR検査（陰性） →感染者との最終接触から14日間の自宅待機後、通常の生活へ戻る | 通常授業 |
| (3) 同居の家族が濃厚接触者 | 同居の家族のPCR検査結果が出るまで 自宅待機 PCR検査（家族の誰かが陽性） →本人が濃厚接触者となる→（2）の対応 PCR検査（家族全員が陰性） →通常の生活へ戻る | |
| (4) 発熱・咳などの風邪症状がある場合 または（1）（2）には該当しない がPCR検査を受けた場合 | 自宅療養 （解熱、呼吸器症状の改善及びPCR検査の結果等を確認） | |

※なお、学校臨時休業の範囲に指定された以外については、通常授業を行う予定です。